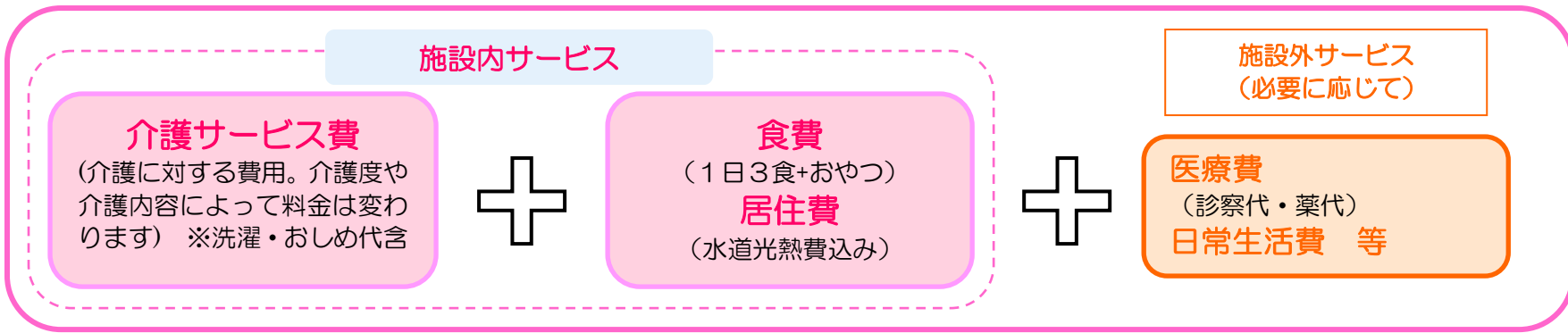


# 特別養護老人ホームしおかぜ利用料金表

2024.4.1 現在



介護サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<b>介護費用</b> ( )は31日分	865円 (26,803円)	943円 (29,247円)	1,028円 (31,865円)	1,108円 (34,343円)	1,185円 (36,752円)

※上記1割負担を記載。介護内容によっては追加費用もあります。2・3割負担の場合はそれぞれ上記の金額の2・3倍の金額になります。  
 ※特養に入所できるのは、原則として要介護3以上の方となりますが、やむを得ない特段の事情により要介護1・2の方も入所可能な場合があります。随時ご相談ください。

※高額介護サービス費に該当する場合、上限までの料金となり、申請により超過分は後日返還されます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者</li> <li>・市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の人(個人)</li> </ul>	1ヶ月上限 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間に80万円を超える人</li> </ul>	1ヶ月上限 24,600円

食費・居住費	通常料金	限度額認定証 第3段階②	限度額認定証 第3段階①	限度額認定証 第2段階
<b>食費</b>	1,445円	1,360円	650円	390円
<b>居住費</b>	2,006円	1,310円	1,310円	820円

■介護保険負担減額認定証をお持ちの方は、食費及び居住費について下記に記載してある負担限度額とします。  
 介護保険負担減額認定証は市町村へ減額の申請が必要です。申請には一定の条件があります。

- ・世帯全員が市町村民税非課税であること
- ・①合計所得金額+②課税年金収入+③非課税年金収入(遺族年金・障害年金)が下記の基準に該当すること

限度額認定証第3段階②：上記①～③収入合計が年間120万円超え、かつ預貯金額500万円以下  
 限度額認定証第3段階①：上記①～③収入合計が年間120万円以下、かつ預貯金額550万円以下  
 限度額認定証第2段階：上記①～③収入合計が年間80万円以下、かつ預貯金額650万円以下

※配偶者がいる場合には預貯金基準額に1000万円を加える。また第2号被保険者の場合には1000万円以下となる。

## 31日あたりのご利用料金の目安 (1割負担：高額介護サービス費により返還後の金額目安)

1割負担	通常料金	第3段階②	第3段階①	第2段階
要介護1	133,784円	107,370円	85,360円	52,510円
要介護2	136,228円	107,370円	85,360円	52,510円
要介護3	138,846円	107,370円	85,360円	52,510円
要介護4	141,324円	107,370円	85,360円	52,510円
要介護5	143,733円	107,370円	85,360円	52,510円

医療費  
日常生活費  
理美容費  
特別な食事

使用された分のみ請求。  
個人により料金が変わります。

※端数処理の関係上、  
実際の金額とは若干異なる場合があります

お問い合わせ：特別養護老人ホームしおかぜ

**086-470-4848**